

田上町長 佐野恒雄様

農地等利用最適化推進施策に関する
意見書

令和 3年 4月 5日

田上町農業委員会

農業施策等に関する意見

日頃より、農業委員会の活動に対し多大なご理解、ご協力を賜るとともに当町の農業の振興・発展のためにご尽力頂いていますことに感謝申し上げます。

当町農業委員会では、平成28年4月に改正、施行された農業委員会等に関する法律に基づき新体制に移行した中、昨年の7月より2期目の新たな体制で、農業委員会の必須業務である農地等の利用最適化の推進のため、農業委員会活動の業務に取り組んでいるところであります。

さて、ご承知のとおり農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足、鳥獣被害及び耕作放棄地や外国産農産物の輸入拡大など極めて厳しい状況にあります。また、全国的な米の需要減少傾向が進む中、さらに今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式による外出自粛等で、主食用米の需要が更に減少している状況にあり、例年にも増して課題が山積しています。

については、町の基幹産業の一つである農業が、農業者にとって魅力ある産業として発展を遂げて行くことが必要であり、今後の町政において、持続的かつ力強い農業施策を展開して頂きたいと、このためには町独自の施策の実施・拡充に伴う必要な予算の確保、並びに関係機関や上部機関への働きかけ等につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業施策等に関する意見書を提出いたします。

1. 農業者に対する支援策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米等の在庫が増えていることもあり、主食用米の価格が下落している。このような厳しい米の販売環境の中、当町の農業経営体については、主要作物の水稻を中心とした農業経営体が多い状況であり、特に水稻農家の減収が見込まれている。

これらの影響を軽減させるために、収入の減少した水稻農家に対して、経営の下支えとなる支援策を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に食い止め、町内における幅広い農業者への支援をお願いします。

2. 生産調整の推進について

需要に応じた水田農業を推進して行くにあたり、業務用米、非主食用米や大豆、そばの生産など需要に応じた生産調整に取り組む農業者の経営の安定と継続が図られるよう、支援策の強化を図っていただきたい。

については、農業関係機関と連携した中で、農家の経営の安定化を図るために、米に続く新たな経営の柱として、園芸作物の導入・産地化、生産拡大による所得の増大を目指す取り組みを推進していく必要があります。また、その後において、特産品の開発や加工品の商品開発の取り組み等を行うことにより、6次産業化における農業所得向上につながる仕組みの構築を図っていただきたくお願いします。

3. 有害鳥獣対策の強化について

鳥獣被害による農地等における農産物の被害が深刻化しております。特に近年、サルやクマ、イノシシ等による作物被害が拡大傾向にあり、被害は甚大で農業収入の減収に伴い、生産意欲の減退につながっております。なお、被害が多発している地域においては、耕作を行わない農地が発生することも懸念されるため、安心・安全な農作業ができるよう対策の強化をお願いします。

これらのことから、捕獲等による駆除対策の更なる体制の強化をお願いするものであり、猟友会の担い手確保・育成に力を入れていただき、狩猟免許取得及び資格維持に対する支援策の対応について、お願いします。

4. 土地改良事業の推進について

近年の異常気象に適応する水稻栽培技術の検証や大雨等の災害に強い、農業生産基盤整備の推進をお願いしたい。については、これまでの被害状況を勘案して、酷暑、集中豪雨、大型台風及び地震などの予期せぬ災害に備え、農地を始めとし、農業関連施設の耐久施設調査や強靱化対策の構築をお願いします。

また、今後行われる土地改良事業として、基盤整備の促進と既存施設の更新整備を引き続き実施するとともに、事業主体である新潟県及び土地改良区との連携をより強化した事業の推進をお願いします。

これらの整備をするにあたり、耕作条件の改善につながり、農作業の効率化が図られるよう関係予算の十分な確保をお願いします。

5. 農業委員会予算及び事務局体制について

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用の最適化を強力に進めていくために、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域において農地の集積・集約化をリードするための資質の向上等を図ることが求められており、このための財源を確保するとともに、農業委員会活動への適切な予算措置をお願いします。

また、農地法等に基づく各種申請手続きや農地に係る相談が多い中、その業務の多くは、専門性を有し、かつ経験が求められております。さらに農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の業務量の増加や農地中間管理事業などの業務の追加等により、事務局職員の事務の負担が増えています。

このような状況の中で、一定の活動水準を確保する必要があり又、更に地域に密着した委員会活動を展開していくうえでも、事務局体制については、農業委員会等に関する法律第26条第1項各号に掲げるとおり、専任職員の配置及び専門性を考慮し、職員の育成及び配置を図るようお願いします。

令和 3年 4月 5日

田上町農業委員会
会 長 須 佐 剛